

品川区子育て交流ルーム事業助成要綱

制定	平成24年8月29日	区長決定	要綱第196号
改正	平成25年4月1日	区長決定	要綱第74号
改正	平成31年3月27日	区長決定	要綱第60号
改正	令和3年8月6日	部長決定	要綱第272号
改正	令和7年3月24日	部長決定	要綱第49号
改正	令和8年8月18日	区長決定	要綱第208号

(目的)

第1条 この要綱は、商店街の店舗等地域のスペースを利用した子育て交流ルームの運営に助成金を交付することにより、品川区のすべての子育て家庭が、安心と喜びをもって子育てができる地域で支えるネットワークの構築を支援することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、特定非営利活動法人「ふれあいの家ーおばちゃんち」（品川区北品川2-28-19）とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 第1条に規定する助成の目的を達成する事業であること。
- (2) 次条に規定する施設において助成対象者により実施される事業であること。
- (3) 別表1に掲げる一時保育事業、短期契約保育事業および子育て相談等事業を一体のものとして運営すること。

(助成対象施設)

第4条 この要綱による助成の対象となる施設は次のとおりとする。

- (1) 子育て交流ルーム「品川宿おばちゃんち」（品川区北品川2-19-6）
- (2) 子育て交流ルーム「昭和通りおばちゃんち」（品川区西中延2-18-1）

(助成金の対象経費)

第5条 助成金の対象となる経費は、当該事業に要する経費のうち、予算の範囲内で区長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、他の助成制度が適用される場合は、その助成制度を優先する。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、別表2に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、事業を開始した後、毎月10日までに品川区子育て交流ルーム事業助成金交付申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。ただし、別表2に定める実績加算分については、各月分ごとに翌月の10日までに申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、品川区子育て交流ルーム事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により当該助成対象者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第9条 前条の決定を受けた助成対象者は、前条の通知を受けた場合には、速やかに請求書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(事故報告等)

第10条 助成対象者は、助成対象事業の遂行が困難となったときには、速やかにその理由とその他必要な事項を書面により区長に報告し、必要な指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 区長は、助成対象事業の円滑適切な執行を図るため、その遂行の状況に関し報告を求めることができる。

(実績報告)

第12条 助成対象者は、助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに品川区子育て交流ルーム事業助成金実績報告書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 区長は、助成金の交付決定を受けた助成対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 保育内容に係る指導に従わず、適切な保育水準の維持が困難と判断されるとき。

(5)その他この要綱の趣旨に違反したとき。

(助成対象者に対する処分)

第14条 前条第1号に該当する行為に関与した助成対象者は、その事実が判明した日から1年間、助成を受けることができない。

(助成金の返還)

第15条 区長は、第13条の規定により、助成金の交付を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成対象者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金)

第16条 区長は、前条の規定により、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、返還を命じた助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

(違約加算金の計算)

第17条 助成金が2回以上交付されている場合における前条の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、返還を命じた日を基準として、直前の助成金の受領の日（以下「最終受領日」という）に受領したものとする。ただし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該受領した額を超える額については、その最終受領日の直前の助成金の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じられた額に達するまでこの例による。

2 前2条の規定により助成金の返還および違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(検査)

第18条 助成対象者は、区長が助成対象事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第19条 助成対象者は、助成対象事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区子育て交流ルーム事業助成金消費税仕入控除税額報告書（第5号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認める

ときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

- 3 区長は、助成対象者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、助成金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(準用)

第20条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則（平成31年3月27日改正）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。ただし、新元号の施行に伴う改正規定は、平成31年4月1日から適用する。

付 則（令和7年3月24日改正）

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則（令和8年8月18日改正）

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1（第 3 条関係）

事業内容

1 一時預かり事業

- (1) 趣 旨 在宅で子育てをする家庭の保護者のリフレッシュや、臨時・短時間就労および商店街利用客等、一時的に保育を必要とする保護者の児童を預かり、需要に応じた保育サービスを提供することにより、子育て家庭を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
- (2) 事業内容 保護者からの申込みにより、一時的に保育が必要になる児童を子育て支援ルームで保育する事業
- (3) 利用形態 原則として1日4時間以内(延長は可)
- (4) 定 員 2 の短期時間契約保育事業の定員内
- (5) 施設基準 認可外保育施設に対する指導監督要綱（昭和57年6月15日東京都・56福児母第990号）第3条に規定する別表 1「認可外保育施設指導監督基準」（以下、「指導基準」という）の施設基準をみたす施設で実施すること。
- (6) 保育者配置 指導基準の 1 の配置基準を超えた保育者が配置されていること。

2 短時間契約保育事業

- (1) 趣 旨 パートや自営業等、定期的に短時間の保育を必要とする家庭の保育需要に応え、月極契約で児童を預かることにより、保護者の就労支援をすると共に児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
- (2) 事業内容 保護者からの申込みにより、定期的に短時間保育が必要になる児童を子育て交流ルームで保育する事業
- (3) 利用形態 原則として1日5時間以内(延長は可)週 3 日程度。
- (4) 定 員 ①「品川宿おばちゃんち」 14 人
②「昭和通りおばちゃんち」 15 人
ただし、1 の一時保育の利用者と合わせ、指導基準の面積基準を満たすものであること。
- (5) 施設基準 指導基準の施設基準をみたす施設で実施すること。
- (6) 保育者配置 指導基準の 1 の配置基準を超えた保育者が配置されていること。

3 子育て相談等事業

- (1) 趣旨 子育て家庭等の育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。
- (2) 事業内容 子育て相談・親子サロン・子育てサークル育成支援等

別表 2（第 6 条関係）

助成金額

区分	補助額（月額）	備考
基本運営費	525,000円	
実績加算額	① 短時間契約の保育実績が、1人あたり月間60時間を超えた時間数の合算 ② 一時保育事業実績の時間数 ③ 相談件数1件あたり ①および②については1時間あたり500円を、③については1件あたり500円を実績加算とする	区内在住者のみ 対象とする
店舗・ 園庭賃借料	賃借料の2/3額 (但し、月額20万円までとする)	1,000円未満の端数 が生じた場合は、 これを切り捨てる ものとする。

第1号様式

年 月 日

品川区子育て交流ルーム事業助成金交付申請書

品川区長 あて

特定非営利活動法人
ふれあいの家ーおばちゃんち
代表理事

品川区子育て交流ルーム事業助成要綱に基づく、
年 月分の助成金を下記のとおり申請します。

記

申請金額 _____ 円

内訳

	単価	時間、件数	金 額 (円)
基本額			
店舗・園庭賃借料			
実績加算額 (前月一時保育実績分)			
実績加算額 (前月基本保育超過分)			
実績加算額 (前月相談実績分)			
合 計 (円)			

*利用実績は別紙に記入

第2号様式

年 月 日

品川区子育て交流ルーム事業助成金交付決定通知書

特定非営利活動法人
ふれあいの家ーおばちゃんち
代表理事 様

品川区長 印

品川区子育て交流ルーム事業助成要綱に基づき、
年 月分の助成金の交付を下記のとおり決定します。

記

交付決定金額 円

内訳

	単価	時間、件数	金 額 (円)
基本額			
店舗・園庭賃借料			
実績加算額 (前月一時保育実績分)			
実績加算額 (前月基本保育超過分)			
実績加算額 (前月相談実績分)			
合 計 (円)			

第3号様式

請 求 書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

件名 品川区子育て交流ルーム事業助成金(年 月分)

上記金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

品川区北品川2-28-19
特定非営利活動法人
ふれあいの家ーおばちゃんち
代表理事 _____ 印

年 月 日

品川区子育て交流ルーム事業助成金実績報告書

品川区長 あて

特定非営利活動法人
ふれあいの家ーおばちゃんち
代表理事

品川区子育て交流ルーム事業助成要綱の規定に基づき、 年度の補助に係る事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

収入					支出		
助成金	運営費	基本額			人件費	常勤 給与等	
		店舗・園庭賃借料				法定福利費(社会保険料事業主負担分)	
		実績加算額(一時保育)				非常勤 報酬・賃金	
		実績加算額(基本超過)				法定福利費(社会保険料事業主負担分)	
		実績加算額(相談)			①人件費計		
	開設経費				消耗品費		
利用者負担					備品費		
					通信費		
					光熱水費		
					旅費		
					職員研修費		
					福利厚生費(健康診断・被服購入等)		
その他	一時短時間	4時間以下			管理費	保健衛生費	
		5時間以上				修繕費	
		基本保育料				賃借料	
		延長料金				賠償責任保険料	
						雑費	
	②利用者負担計					②管理費合計	
	寄付金	収益事業			一般生活費	給食費	
						保育材料費	
						児童保健衛生費	
						雑費	
	③その他計					雑費	
④繰越金					③一般生活費合計		
引当金 取り崩し					引当金	退職金の積立	
						施設改修ための準備金	
						大型備品の購入のための準備金	
	⑤引当金取り崩し計						
⑥借入金					④引当金合計		
A 収入計(①+②+③+④+⑤+⑥)					⑤ 借入金返済(当施設に関わるものに限る)		
差引余剰金(A-B)					B 支出計(①+②+③+④+⑤)		

別紙

子育て支援ルーム利用実績

年 月分

区在住者

契約保育	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	延時間数と 超過時間数
実人数								
延べ日数								
1人あたり60時間越え								

一時保育	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	延時間数
実人数								
延べ日数								
利用時間								
1時間まで								
2時間まで								
3時間まで								
4時間まで								
5時間まで								
6時間まで								
7時間まで								
8時間まで								
9時間まで								
10時間まで								
計（人数）								
計（時間数）								
理 由								
仕事								総時間数
リフレッシュ								
冠婚葬祭								
その他								
計								

区外在住者

契約保育	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
実人数							
延べ日数							

一時保育	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	延時間数
実人数								
延べ日数								
利用時間								
1時間まで								
2時間まで								
3時間まで								
4時間まで								
4時間以上								
計（人数）								
計（時間数）								
理 由								
仕事								
リフレッシュ								
冠婚葬祭								
その他								
計								

第5号様式

年 月 日

品川区長 あて

品川区北品川 2-28-19

特定非営利活動法人

ふれあいの家—おばちゃんち

代表理事

品川区子育て交流ルーム事業助成金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区子育て交流ルーム事業助成金のうち、品川区子育て交流ルーム事業助成要綱第19条第1項の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確定申告年月日

2. 決算期間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税

の仕入控除税額

金 円

※積算根拠となる資料を添付してください。